

この場所を必要としている方がいます！

長崎県おもいやり駐車場制度

(旧 長崎県パーキング・パーミット制度)

長崎県おもいやり駐車場制度とは

車椅子使用者駐車場区画及び一般駐車場のうち、県の協力施設として登録した駐車場について、駐車場の利用に配慮が必要な方におもいやり駐車場利用証を交付し、利用できる方を明確にすることで、適正利用を図る制度です。

利用証



- 有効期限なし（緑色）
 - 有効期限あり（オレンジ色）
- (ただし、交付基準に該当しなくなるまで)



使用方法

利用証は、ルームミラーにかけるなどして、外からよく見えるように提示してください。



駐車場用ステッカー



使用事例

(駐車場に設置されている様子)



県民の皆様へ

おもいやり駐車場は、車椅子の利用者など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方のための区画です。本当に必要な方が利用できるよう、駐車場の適正利用に、県民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

利用証の交付対象者

区 分		対象等級	必要な書類等		
有効期限なし (緑色)	身体障害者	視 覚 障 害	4級以上の方	身体障害者手帳	
		聴 覚 機 能 障 害	3級以上の方		
		平 衡 機 能 障 害	5級以上の方		
		音 声 ・ 言 語 機 能 障 害	該当なし		
		肢 体 不 自 由	上 肢		2級以上の方
			下 肢		6級以上の方
			体 幹		5級以上の方
		自由	脳 病 変 に よ る 運 動 機 能 障 害		上肢機能
	移動機能			6級以上の方	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の機能障害／ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害／肝臓機能障害		4級以上の方		
知的障害者	療育手帳の障害の程度が「A1」又は「A2」の方		療育手帳		
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の方		精神障害者保健福祉手帳		
要介護者	40歳以上で、要介護1以上の方		介護保険被保険者証		
難病患者	特定疾患医療受給者の方、特定医療費（指定難病）受給者の方、小児慢性特定疾病医療受給者の方		各受給者証		
有効期限あり (オレンジ色)	けが人・病人等	車椅子、杖等使用の方又は、駐車場の利用に配慮が必要と認められる方 けが人：1年以下で必要な期間 病人等：5年以下で必要な期間		医師の診断書（歩行困難理由、車椅子・杖等の使用期間の明記が必要です）	
	妊産婦	母子健康手帳取得時から産後1年の方		母子健康手帳	

【住所が県外にある方への交付について】

里帰り出産や出張で本県に滞在する場合など、住所が県外にある方も利用証を交付できる場合があります。詳しくは、下記連絡先へお問い合わせください。

申請方法

- ① 交付窓口に来所して交付を受ける場合
申請に必要な書類をお持ちください。即日交付いたします。
- ② 郵送で申請を行う場合
申出書、申請に必要な書類の写し、返信用切手（180円）を長崎県福祉保健課へ郵送してください。

交付窓口

各市町の福祉の窓口、県福祉事務所、長崎、佐世保こども・女性・障害者支援センター、県福祉保健課にて交付しています。

お問合せ

長崎県 福祉保健部 福祉保健課 地域福祉班
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 TEL：095-895-2416

詳しくはコチラから→

